

施設診療(開設者:個人)の記入例

第4号様式

届出日を記入→変更後 10 日以内に申請 (事前受付不可)

診療施設届出事項変更届

〇〇年 4月 2日

東京都知事殿

変更する場合は変更後の住所を、変更しない場合は届出ている住所を記入

開設者 住所 東京都新宿区〇〇一丁目1番2号

氏名 東京 花子

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及びその名称)

獣医師免許の登録 (有) (無)

電話番号 00-0000-0000

ファクシミリ番号 00-0000-0000

変更する場合は変更後の氏名を、変更がない場合は届出ている氏名を記入 (婚姻等による変更に限る)
→開設者の変更は旧施設の廃止と新規開設の届出

診療施設届出事項を変更したので、獣医療法第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更する診療施設	名 称	まるまるとうぶつびょういん 〇〇動物病院	
	開 設 場 所	郵便番号 000-0000 とうきょうとしんじゅくまるまる 東京都新宿区〇〇一丁目1番1号	
	電話番号	00-0000-0000	ファクシミリ番号 00-0000-0000
	変更年月日	〇〇年 4月 1日	
変更事項	該当する番号に○をつけ、以下の添付書類を提出		
	① 開設者の住所及び氏名	② 診療施設の名称	3 住居表示の変更
	4 診療施設の構造設備	⑤ 管理者の氏名及び住所	
	⑥ 診療の業務を行う獣医師名	7 診療の業務の種類	
8 法人の定款			
⑨ 放射線診療装置関係 (エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)			
(変更前)	装置の新規設置、増設、更新時はエックス線装置備付届 (第2号様式、6か月以内の電離放射線漏えいエックス線線量測定報告書含む) を添付		
2 〇〇クリニック	1、5、6、9	新宿 花子	東京都新宿区〇〇一丁目1番3号
(変更後)			
2 〇〇動物病院	1、5、6、9	東京 花子	東京都新宿区 △ △ 一丁目1番2号

変更する場合は変更後の名称を、変更しない場合は届出ている名称を記入

届出ている施設の住所を記入 (市町村合併、町名地番整理等に伴う住居表示変更の場合は変更後の住所を記入)

変更日 (届出日ではない)

管理者変更、婚姻等による氏名変更は免許証 (写) (裏書があれば裏書も含む) の添付

注意事項

書ききれない場合は「別紙のとおり」として、別紙を添付する

- この届出は、診療施設の開設届出事項に変更が生じた後 10 日以内に行うこと。
- 変更事項は、1 から 9 までの中から選んで○を付けること。なお変更事項が 4 の場合は診療施設の平面図の写しを、5 又は 6 の場合は獣医師免許証の写しを添付すること。
- 放射線診療装置関係の変更事項は、次のものを指す。
 - 放射線診療装置等の新規導入・更新・廃止
 - 放射線診療装置使用室の構造設備の変更
 - 予防措置の変更
 - 放射線診療に従事する獣医師、放射線取扱主任者及び放射線管理責任者の変更
- 放射線診療装置関係の変更の場合は、別記第2号様式から第2号様式の6まで及び第5号様式の中から該当するものを選び添付すること。

○変更届ではなく、旧施設の廃止届と新規の開設届が必要な例

- ・開設者が個人から法人に変わったとき
- ・施設の譲渡を受けた時、親から子へ継承した時（開設者が別人になったとき）
- ・施設の移転（雑居ビルのフロア変更等含む）、施設の全面改築や建て替え
- ・施設診療から往診診療専門に変更したとき

○変更事項の記載例と記入上の注意

変更事項	変更事項記載例	添付書類
開設者住所 (移転等による)	変更事項の1に○をつける。 (変更前) 1 東京都新宿区〇〇一丁目1番3号 (変更後) 1 東京都新宿区△△一丁目1番2号	
診療獣医師	変更事項の6に○をつけ、変更前、変更後の獣医師 <u>全員の氏名</u> を記入する。「エックス線診療に従事する獣医師」を兼ねている場合は9にも○をつける。新規雇用獣医師で9に○をつけた場合、「エックス線診療」の従事歴も記入する。 (変更前) 6、9 <small>とうきょう たろう</small> 東京 太郎 (変更後) 6、9 <small>とうきょう たろう しんじゅく はなこ</small> 東京 太郎、新宿 花子 (X線診療従事歴3年)、	新規雇用獣医師の獣医師免許証の写し (A4に縮小。 <u>裏書があれば裏書の写しも</u>)
管理者 管理者住所	変更事項の5に○をつける。あわせて「診療獣医師」、「エックス線診療に従事する獣医師」の変更に該当する場合、6、9の該当番号に○をつける。新規雇用獣医師で9に○をつけた場合、「エックス線診療」の従事歴も記入する。(管理者住所の変更のみでも届出は必要) (変更前) 5、6、9 <small>とうきょう たろう しんじゅくくまるまるいつちようめ1ばん3ごう</small> 東京 太郎 新宿区〇〇一丁目1番3号 (変更後) 5、6、9 <small>しんじゅく はなこ しんじゅくくさんかくさんかくいつちようめ1ばん2ごう</small> 新宿 花子 新宿区△△一丁目1番2号 (X線診療従事歴10年)	管理者変更では獣医師免許証の写し (A4に縮小。 <u>裏書があれば裏書の写しも</u>)
開設者氏名 管理者氏名 診療獣医師氏名	婚姻等により変更になった場合、変更事項の1、5、6の該当する番号に○をつける。「開設者」、「管理者」、「診療獣医師」、「エックス線診療に従事する獣医師」を兼ねている場合はそれぞれ1、5、6、9の該当する番号に○をつける。 (変更前) 1、5、6、9 <small>しんじゅく はなこ</small> 新宿 花子 (変更後) 1、5、6、9 <small>とうきょう はなこ</small> 東京 花子	獣医師免許証の写し (A4に縮小。 <u>裏書の写しも</u>)
診療施設の住居表示 (市町村合併、町名地番整理等に伴う変更のみ)	変更事項の3に○をつける。 (変更前) 3 <small>とうきょうとしんじゅくくまるまるいつちようめ1ばん2ごう</small> 東京都新宿区〇〇一丁目1番2号 (変更後) 3 <small>とうきょうとしんじゅくくさんかくさんかくいつちようめ1ばん2ごう</small> 東京都新宿区△△一丁目1番2号	
放射線診療装置関係	「放射線診療装置等の新規導入、増設、更新、廃止」、「放射線診療装置使用室の構造設備の変更」に伴い、構造設備も変更となった場合は4に○をつける。 (変更前) 4、9 エックス線装置 1台 機種名：〇〇 (変更後) 4、9 エックス線装置 2台 機種名：〇〇、△△	・第2号様式(6か月以内の電離放射線漏えいエックス線線量測定報告書含む)。廃止は添付不要。 ・構造設備も変更になった場合は平面図。